

《団体名》規約（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げる事業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 区域内住民の相互連絡
- 2 美化・清掃等区域内の環境整備
- 3 集会所の維持管理
- 4
- 5

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、犬山市大字〇〇字△△×番地から××番地までとする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、犬山市大字〇〇字△△×番地に置く。

犬山市大字〇〇字△△番地
若しくは 集会所

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失そう宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

*解説

団体の活動内容については、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定める必要がある。

地方自治法上の制限はない。ただし、他の法令に抵触するような名称は不可。

団体名の例は〇〇町内会・△△自治会・□□地縁団体等

当該区域を客観的に明らかにする必要がある。…大字〇〇字〇〇地内も可。

主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該団体の住所となる。

「会長宅に置く」といった定め方も可。

年齢、性別等を会員の資格として定めることは、不可。

なお、法人や団体は、構成員になれないが表決権等を有しない賛助会員とすることは、可。

規約上に金額を定めると改正時に規約改正の議決を要するので、表記のように定め、年1回の通常総会で各年度毎に定めることが適当であると思われる。

申込書の様式は、役員会等で定めればよい。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

*解説

必ず代表者(会長)1名を選出すること。また、1名~複数の監事を置くことが適当。

書記や会計等の担当役員を置くことも考えられるが、その場合には職務を明確にしておくことが必要である。

役員選任は、総会において行うことが適当である。

監事は、会務の執行を監査することが役目であり、会長をはじめとして他の役員と兼任することは望ましくない。

役員任期は、法律上特に規定はないが、数ヶ月といった短いものでは事務執行の一貫性の確保に問題があり、他方、あまり長期の任期も種々の弊害が生じると思われる。

総会は、団体の運営事項のうち規約で役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決できる。

規約改正、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認等の重要事項は、役員会に委任することはできない。

通常総会は、少なくとも毎年1回開催する必要がある。

財産目録を年度終了後3ヶ月以内に作成する必要がある。このため、財産目録の根拠となる事業報告や決算の承認を得る必要があるため、総会も年度終了後3ヶ月以内に開催する必要がある。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面で、又は他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

*解説

総会の開催権限は、会長が有する。

第16条第2項第2号及び第3号に定める開催請求に対しては、総会を招集する必要がある。地方自治法第260条の15から「少なくとも5日前まで」に通知を行う必要がある。

「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可。

従来の町内会等では、表決権を世帯単位として運営が行われてきたものと思われるが、地縁団体については会員1名に表決権有する。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが規約変更認可を市長に申請する場合などに求められるので、表記のとおり、議事録作成を規約に定めておくことが適当である。

最高議決機関は総会だが、度々招集することは実際には困難であり、役員会において実務上の執行に関する事項を決定することが運営上適当であると考えられる。

監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会には参画しないことが適当。役員会の構成員とはなれないが、出席することは可。

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

*解説

地縁団体が法人格を取得する目的は、不動産等の資産を団体名義で保有することにあるので、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産(負債は除く)の構成等を定めておく必要がある。個々の資産を明記する方法もあるが表記のように定めておくことが簡便である。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定めるところにより会長が行うこととすることが適当である。

不動産等の会の活動上必要な固定資産の処分には総会の議決を要することが適当である。

(第30条)

また、資産の管理は、会長が行うものであるが、日常の出納事務は、役員として「会計」を設けたときは、「会計」が、出納その他の会計事務を行うことになる。

事業計画・事業報告及び予算・決算は、団体にとって重要事項であるので、総会の議決又は承認が必要。

規定のとおり運営するためには、総会を毎年2回開催しなければならないが、通常総会は、年1回開催することが通例とされているので、実務上第33条第2項の規定が必要となる。

(事業報告及び決算)
第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。
(会計年度)
第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

*解説
一般的には、4月1日から翌年3月31までとか、1月1日から12月31日までとする例が多いと思われる。

第7章 規約の変更及び解散
(規約の変更)
第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、犬山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約の変更は、総会の専権事項である。
市長の認可があつて初めて効力をなす。

(解散)
第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)
第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

営利法人や会員に残余財産を分配することは、不適當。表記のように限定して帰属権利者を指定することが適當である。

第8章 雑則
(備付け帳簿及び書類)
第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)
第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

規約施行上の細則を定めるものは、会長でも役員でもよいが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要がある。
細則：弔慰金規程、旅費規程等

附 則
1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあつた日から△年△月△日までとする。

施行日は、認可年月日とする場合が多いと考えられる。
初年度は、事業計画や会計年度が変則となるので、附則第2項及び第3項が必要となる。

